

緊急停止スイッチについて

1 停止範囲について

緊急停止スイッチを使用する際は、ガソリン等の漏えい、火災が起きている場面であり、従業員や顧客が混乱した状態となっていることが考えられる。

→当該給油取扱所の全ての固定給油設備を停止させることが必要ではないか。

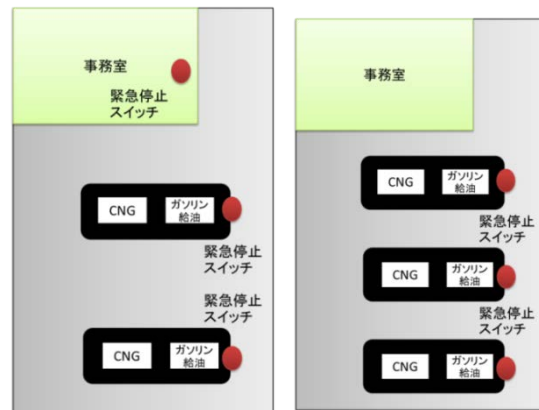
2 設置位置について

緊急停止スイッチを使用する人としては、給油行為者、給油されている顧客、固定給油設備から離れた所にいる従業員等が考えられる。

→固定給油設備（又はその付近）に緊急停止スイッチを設けることが必要ではないか。

固定給油設備から離れたところにも設置することが必要ではないか。

例) 固定給油設備を設置しているアイランドが2つ以下の場合は、各固定給油設備（又はその付近）に加えて事務所内にも設置するが、固定給油設備を設置しているアイランドが3つ以上の場合は、各固定給油設備（又はその付近）に設置する。



3 市場への流通状況

全てのセルフスタンドにおいては、事務所内の制御卓に、それぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を停止するための制御装置が設けられている。

緊急停止スイッチを設置することで低減されとされるリスク

事故パターン1（固定給油設備の不具合によるガソリン流出）

事故パターン2（給油行為者の故意又は過失によるガソリン流出）

事故パターン3（給油中の車両の誤発進によるガソリン流出）

事故パターン5（荷卸し中のガソリン流出）

ガソリン大量流出のリスク

※ セルフスタンドの緊急停止機能については、6ヶ月点検で作動確認を行うこととなっている（資料4-3-1参照）。

参考：イタリアの給油取扱所における緊急停止スイッチ

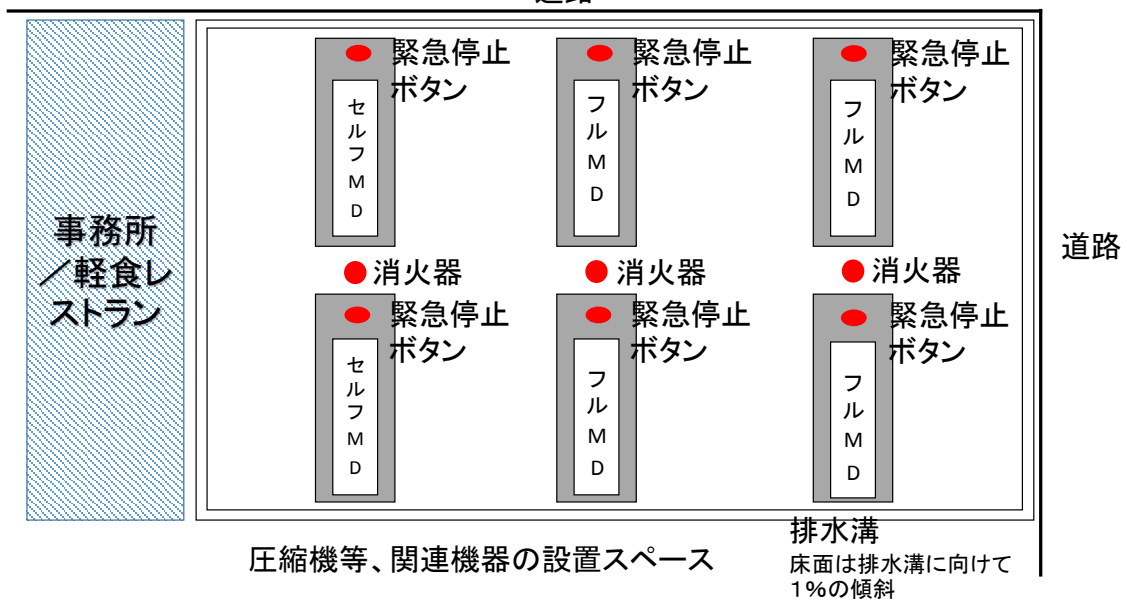
給油取扱所のレイアウト

設置しているディスペンサー6台全てがマルチディスペンサーであり、両面使用で12レーンある。フルサービスが4台の8レーン、セルフサービスが2台の4レーンである。



スタンド全体像

道路



スタンドレイアウト図

緊急時の措置

万が一給油・充電中にトラブルが発生した場合は、マルチディスプレイのすぐ横に設置してある緊急停止ボタンを押すと、全ての給油・充電が停止するとともに、給油取扱所内全ての電気機器の使用ができなくなる。



マルチディスプレイの近くに設置された緊急停止ボタン

参考：セルフスタンド

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）（抄）

（顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例）

第28条の2の5 前条の給油取扱所に係る令第17条第5項の規定による同条第1項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

一～五 （略）

六 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。

イ 制御卓は、すべての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。

ロ 給油中の自動車等により顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の使用状況について制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分については、制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けること。

ハ 制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止するための制御装置を設けること。